

長島町地域防災計画

原子力災害対策編

長島町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	1
第4節	計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とすべき災害の想定	2
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	3
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	3

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	1 3
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等 届出の受理	1 3
第3節	原子力防災専門官との連携	1 3
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	1 3
第5節	情報収集・連絡体制の整備	1 3
第6節	緊急事態応急体制の整備	1 6
第7節	避難収容活動体制の整備	1 9
第8節	救助，救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	2 2
第9節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	2 3
第10節	行政機関の業務継続計画の策定	2 4
第11節	複合災害に備えた体制の整備	2 4
第12節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	2 4
第13節	防災業務関係者に対する研修及び人材育成	2 5
第14節	防災訓練等の実施	2 5
第15節	学校，医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・訓練 の実施	2 7
第16節	災害復旧への備え	2 8

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	2 9
第2節	活動体制の確立	2 9
第3節	情報の収集・伝達，緊急連絡体制の確立	4 1
第4節	屋内退避，避難収容等の防護対策	4 5

第5節	治安の確保及び火災の予防	5 2
第6節	飲食物の出荷制限, 摂取制限等	5 2
第7節	緊急輸送活動	5 3
第8節	救助, 救急, 消火及び医療活動	5 4
第9節	町民等への的確な情報伝達活動	5 4
第10節	自発的支援の受入	5 7
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	5 7
第12節	家畜の飼養管理, 飼料管理の指導	5 8
第4章	複合災害対策	5 9
第1節	基本方針	5 9
第2節	災害事前対策	5 9
第3節	災害応急対策	5 9
第4節	救急, 救助, 消火及び医療活動	6 1
第5節	住民等への的確な情報伝達活動	6 1
第5章	原子力災害中長期対策	6 2
第1節	基本方針	6 2
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	6 2
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	6 2
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	6 2
第5節	各種制限措置の解除	6 2
第6節	応援要請, 職員の派遣	6 2
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	6 3
第8節	被災者等の生活再建等の支援	6 3
第9節	風評被害等の影響の軽減	6 3
第10節	被災中小企業等に対する支援	6 3
第11節	心身の相談体制の整備	6 4
参考資料1	用語一覧	6 5
参考資料2	EAL 緊急事態区分と EAL について	6 6
参考資料3	OIL OIL と防護措置について	6 7
参考資料4	防護措置実施のフローの例	6 8
参考資料5	緊急被ばく医療等	6 9
参考資料6	放射性物質・放射線	7 0
参考資料7	放射線の単位	7 1

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は運送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、長島町（以下「町」という。）、鹿児島県（以下「県」という。）、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が執るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 長島町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長島町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

町及び関係機関は、想定される全ての事態に対して、対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 長島町地域防災計画との関係

この計画は、「長島町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長島町地域防災計画（風水害・土砂災害に係る災害対応計画、地震災害に係る災害対応計画、事故災害等に係る災害対応計画）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の策定または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日改訂）を遵守する。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損失等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

町において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示された目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、「原子力災害対策重点区域の設定」及び「原子力災害対策区域の範囲緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）」の考え方を踏まえ、川内原子力発電所から概ね半径30kmの圏内とする。

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、防災対策の実施に当たっては、放射線量の実測地を踏まえ柔軟に対応する。

UPZ：確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急事態分類レベル及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心におおむね5～30kmの範囲とする。

【原子力災害対策を重点的に実施すべき地域】

○ 概ね半径30km円内に含まれる地域

長 島 町	大 字	地 区 名
	山 門 野	田 尻 ・ 火ノ浦
	下 山 門 野	汐 見 ・ 潟 ・ 広 野

参照：別添1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域図

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、事態の規模、時間的な推移に応じて国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施する。

○ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level 以下「EAL」という。）

(1) 警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）

体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

(2) 施設敷地緊急事態（原災法10条の通報をすべき事象）

PAZ内の住民等の避難準備及びより時間を要する住民等の避難を実施する等の防護措置を開始する。

(3) 原子力緊急事態（原災法15条の原子力緊急事態）

PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

なお、UPZ内においては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照し合せ、必要な防護措置を実施する。

参照：別添2 「原子力災害対策指針」緊急時における判断及び防護措置実施基準

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、長島町地域防災計画（第1部総則第3章に定める「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」）を基本に、次のとおりとする。

【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱】

1 長島町

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
(2) 防災業務関係者に対する教育に関すること
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること
(4) 通信連絡設備の整備に関すること
(5) 放射線防護資機材の整備に関すること
(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること
(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること
(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること
(9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること
(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
(11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること
(12) 住民等の避難のための立ち退きの勧告又は指示等及び立入制限、警戒区域の設定に関すること
(13) 避難所の開設及び運営に関すること
(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること
(15) 被ばく医療措置への協力に関すること
(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること
(17) 環境汚染への対処に関すること
(18) 各種制限措置の解除に関すること
(19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること
(20) 風評被害等の影響の軽減に関すること
(21) 住民相談窓口の設置に関すること
(22) 健康相談窓口の設置に関すること
(23) 広域避難計画の作成に関すること
(24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること
(25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること

2 鹿児島県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 原子力災害対策の業務にかかわる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること (7) 緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム（以下「SPEED I」という。）の整備・維持に関すること (8) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること (9) 放射線防護資機材の整備に関すること (10) 原子力災害対策の資料の整備に関すること (11) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること (12) 災害対策本部等の設置・運営に関すること (13) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること (14) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (15) 住民の避難等（屋内退避，コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ）及び立入制限等に係る関係市町村への指示要請に関すること (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の摂取・出荷制限等の実施及び解除に係る関係市町村への指示に関すること (17) 被ばく医療措置に関すること (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること (19) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること (20) 原子力災害対策に係る関係市町への指示，指導及び助言に関すること (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (22) 風評被害等の影響の軽減に関すること (23) 住民相談窓口の設置に関すること (24) 健康相談窓口の設置に関すること (25) 受入市町村への要請及び情報提供に関すること (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること (27) 災害時における所管道路の通行確保に関すること

3 受入市町村

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること (4) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること (5) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること (7) 関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること (8) 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること (9) 避難誘導への協力に関すること (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること (11) 被ばく医療措置への協力に関すること (12) 環境汚染への対処に関すること (13) 損害賠償の請求に必要な資料の作製に関すること (14) 風評被害等の影響の軽減に関すること (15) 災害時における所管道路の通行の確保に関すること

4 消防機関（阿久根地区消防組合阿久根消防署東分遣所・長島分遣所（以下「東・長島分遣所」という。）及び長島町消防団）

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (2) 住民等の退避等の誘導に関すること (3) 傷病者の救急搬送に関すること (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること

5 鹿児島県警察（阿久根警察署）

処理すべき事務または業務の大綱
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (2) 住民等の避難等の誘導に関すること (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること (5) 緊急輸送の先導に関すること (6) 防犯対策（避難所その他）に関すること (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること

6 長島町教育委員会

処理すべき事務または業務の大綱
(1) 園児，児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること (2) 災害時における園児，児童および生徒の安全対策に関すること (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること (4) 小中学校及び幼稚園・保育園への災害情報の伝達に関すること (5) 被災した園児・児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること

7 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内閣権警察の指導及び調整（広域緊急援助隊等の応援派遣，装備資機材の援助等）の関すること (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (5) 災害時における警察通信の運用に関すること
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること (2) 関係職員の現地派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと
九州農政局	(1) 災害時における農地，農業用施設，家畜・家きん，農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること (3) 災害時における応急用食料等確保等に関すること (4) 被災地周辺の家畜・家きん，飼料，たい肥，農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること
九州森林管理局	(1) 災害時における国有林野，国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること
九州産業保安監督部	(1) 電気の安全確保に関する指導助言に関すること (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州経済産業部	(1) 原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること (2) 災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令に関すること (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置に関すること
第十管区 海上保安本部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること (2) 災害時における海上応急救援に関すること (3) 船舶に対する航行規制及び周辺海域の警戒警備に関すること (4) 緊急時海上環境放射線モニタリングの支援に関すること (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること
九州総合通信局	(1) 災害時における有線電気通信の確保及び無線通信の運用管理に関すること
九州労働局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること (2) 産業災害防止についての監督、指導に関すること (3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての危害防止上必要な指導に関すること (4) 事業者に対する労働者に被ばく管理の監督指導に関すること

九州労働局	(5) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導に関する事 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関する事 (7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関する事
九州地方整備局	(1) 災害時における所管道路の通報確保に関する事 (2) 災害時における川内川の管理に関する事 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事 (4) 道路情報表示による災害情報の提供に関する事
九州地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整

8 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 西部方面総監部 海上自衛隊 佐世保地方総監部 海上自衛隊 航空集団司令部 航空自衛隊 西部 航空方面隊司令部	(1) 災害時における応急救援に関すること (2) 緊急時モニタリングに関すること (3) 被害状況の把握に関すること (4) 避難の救助に関すること (5) 行方不明者の捜索・救助に関すること (6) 消防活動に関すること (7) 救護に関すること (8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること (9) スクリーニング及び除染に関すること (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること (11) その他（生活支援等）

9 指定公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
NTT 西日本 KDDI NTT ドコモ NTTコミュニケーションズ	(1) 災害時における通信の確保に関すること (2) 仮設回線の設置に関すること (3) 災害時有線電話に関すること
郵便事業株式会社 及び郵便局株式会社	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護に関すること (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること (3) 被災地での医療救護に関すること
日本放送協会 (鹿児島放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 通貨の円滑な供給確保及び損傷通貨の引き替えに関すること (2) 被災地における現金供給のための輸送に関すること (3) 金融機関の業務運営確保に関すること (4) 金融機関の業務運営の確保及び非常金融措置実施のためのあつ旋・指導に関すること (5) 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること (6) 各種金融措置の広報に関すること

10 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
南日本放送 鹿児島テレビ 鹿児島放送 鹿児島讀賣テレビ FM 鹿児島	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
社団法人 鹿児島県医師会 (出水郡医師会) 社団法人 鹿児島県歯科医師会 公益社団法人 鹿児島県看護協会	(1) 災害時における医療救護に関すること
社団法人 鹿児島県トラック協会	(1) 災害時における救助物資の緊急輸送に関すること

11 公共的団体等

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
鹿児島いずみ農業協同組合 出水地区森林組合 東町漁業協同組合 北さつま漁業協同組合	(1) 農林畜水産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること (2) 食糧供給支援に関すること (3) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること (4) 防災機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること
長島町商工会	(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋に関すること
私立保育園・幼稚園	(1) 園児に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること (2) 災害時における園児等の安全対策に関すること (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること (4) 被災した園児等の把握及び心のケアに関すること (5) 避難計画の作成に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること (3) 災害時における入所者等の安全対策に関すること (4) 避難計画の作成に関すること

12 九州電力株式会社

処理すべき事務または業務の大綱
(1) 原子力発電所の防災体制の確立に関すること (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること (3) 原子力発電所の災害予防に関すること (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報提供に関すること (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること (7) 原子力発電所内に滞在する一般人の退避に関すること (8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること (9) 環境放射線モニタリング設備，機器類の整備に関すること (10)環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング含む。）の実施に関すること (11)原子力防災資器材の整備に関すること (12)原子力災害対策の資料の整備に関すること (13)原子力災害合同対策協議会への参画に関すること (14)住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (15)相談窓口の設置に関すること (16)県，関係市町及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること (17)環境汚染への対処に関すること (18)災害復旧に関すること

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備えた事前対策を中心に定める。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等届出の受理

町は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書等で回答する。

第3節 原子力防災専門官との連携

町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。

また、町は、緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておく。

※緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）：原子力施設での重大事故が発生した際に、関係する事業者・自治体・専門家などが集結して、事故への対応や防護、近隣住民への避難指示などについて決定・調整・情報提供を図る拠点施設。川内原子力発電所の場合は、鹿児島県原子力防災センターに設置される。（代替施設：北薩地域振興局第2庁舎、鹿児島県消防学校）

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る事業（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間業者との間で協定を締結しておくなど、民間業者のノウハウや能力を活用する。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (3) 町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第5節 情報収集・連絡体制の整備

町は、国、県、九州電力その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等の整備を図る。

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 町と防災関係機関相互の連絡体制

町は、原子力災害に対し万全を期するため、国、県、九州電力その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、各種通信設備設置者間の連携及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 関係機関等から意見聴取ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 通信手段、経路の多様化

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

(1) 防災行政無線等の整備

町は、町民等への的確な情報提供を図るため、町防災行政無線を中心とした多様な情報提供手段の整備を行う。

(2) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 移動通信系の活用

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載系、携帯系）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

町は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 衛星携帯電話の整備

町は、電話回線が1ルートのみとなっている獅子島地区における通信手段として、衛星携帯電話の整備を図る。

(6) 災害用伝言サービスの活用

町は、災害に伴い被災地の通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族、親戚、知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

(7) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(8) 保守・点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な維持管理を行う。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門的知識を有する国の職員や有識者などの意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、国及び県と連携し、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化等の推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び関係機関と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような原子力施設・事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを適切に管理する。

また、町は、社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

〈整備を行うべき資料等〉

- ①原子力施設に関する資料
- ②社会環境に関する資料
- ③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ④防護資機材等に関する資料
- ⑤緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- ⑥避難に関する資料

第6節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制を定めるなど、災害応急体制の整備を図る。(組織等については、第3章を参照。)

【緊急事態応急体制における対応基準】

区分	体制の設置基準	本部の設置
警戒本部体制	・九州電力から異常事象※の通報を受けた場合において、町長が必要があると認めたとき ・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、町長が必要があると認めたとき	災害警戒本部の設置
対策本部体制	・警戒事象の発生通報を受けたとき ・特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象）の発生通報を受けたとき ・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、町長が必要があると認めたとき	災害対策本部の設置・運営
緊急時体制	・原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	災害対策本部の運営

※「川内原子力発電所に関する安全協定書」第8条に規定する事項をいう。

1 警戒本部体制の整備

(1) 警戒本部体制をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡等を行うために必要な体制を整備する。

また、迅速に警戒本部体制をとるために、非常参集職員の名簿等を含む体制図、参集基準や連絡経路を明確にしておくなどの職員の参集体制の整備や必要なマニュアルの策定などの整備に努める。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(2) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際は、これに職員を迅速に派遣するため、国が現地に配置する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手順を定めておく。

2 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は、災害対策本部体制をとるべき状況になった場合は、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・分掌事務、職員の非常参集配備体制等について、あらかじめ定めておく。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意味決定については、判断の遅滞がないように、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ決めておく。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

(1) 原子力災害合同対策協議会の組織体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、市町村、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、町は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議し定めておく。

なお、オフサイトセンターは、鹿児島県原子力防災センター（薩摩川内市神田町1-3）に設置され、使用できない場合は、代替オフサイトセンターとして、北薩地域振興局第2庁舎（薩摩川内市隈之城町228-1）又は鹿児島県消防学校（日置市東市来長里1020-1）に設置する。

4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

5 自衛隊災害派遣要請等の体制の整備

町は、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口及び連絡の方法等必要な体制を整備しておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分

野（救急、救助、応急救護、緊急輸送など）について、自衛隊の災害派遣等が必要なのか、平常時より訓練等を通じてその想定を行っておく。

- ①知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
- ②要請の要求をした旨及び災害の状況について、派遣要請先への通知
- ③要請の要求ができない旨及び災害の状況について、派遣先への通知

6 広域的な応援協力体制の整備

町は、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、連携体制の強化に努める。

(1) 防災関係機関相互の連携体制の強化

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする、国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、連携体制の強化に努める。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、町は、九州電力との緊急時における協力の内容についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請等の体制の整備

町は、消防の応援について、県内外の近隣市町及び県内全市町村による協定の締結など、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法などの整備に努める。

7 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

また、安定ヨウ素剤については、適切な配備、服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順、体制を整備しておく。

8 緊急時モニタリング体制

町は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための

体制の整備を図る。

9 緊急輸送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港、ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合にはこれに協力する。

また、町は、町が管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

10 専門家の派遣要請手続き

町は、九州電力より特定事象発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部を設置した場合は、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請をするための手続きをあらかじめ定めておく。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

第7節 避難収容活動体制の整備

町は、町民等の安全確保を図るため、長島町原子力災害広域避難計画（以下「避難計画」という。）の策定、避難所の整備等、平常時から町民等の避難体制の整備に努める。

1 避難計画の策定

町は、国、県及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定する。

避難計画の策定にあたっては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域的避難計画を策定する

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合は、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

町は、関係市町村の協力を得て、コミュニティーセンターや学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

また、町は、避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場

所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難にかかる市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と協力し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の整備等に努めるものとする。

(7) 避難場所における設備等の整備

町は、県と協力し、避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と協力し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信機器の整備等を進める。

3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制の整備

- (1) 町は、県の協力の下、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援計画等の整備に努める。

- ①災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
- ②災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
- ③避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

4 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告・指示を行う場合に備え、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

5 居住地以外の市町村に避難する被災者への情報を伝達する仕組みの整備

町は、県と協力し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報、支援及びサービスを容易かつ確実に提供できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用及び強化を図る。

6 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入

規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

7 避難所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

町は、国、県及び九州電力の協力の下、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

8 避難のための輸送施設の整備

町は、町民等の避難誘導・移送を行うための道路等を整備する。

また、広域避難が必要な状況となった場合は、町の地理的な条件から、海上自衛隊及び海上保安庁の艦船での避難が最も有効となることから、当該艦船の出入港及び着岸が可能な港湾及び漁港について、平常時から把握し、整備する。

第8節 救助、救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

町は、被ばく者、負傷者の救助・救急活動を行うため、資機材等の整備に努める。

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受けたときは、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効果的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 緊急被ばく医療活動体制の強化

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材の整備

町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(2) 国、県等との情報交換

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行う。

5 物資調達、供給活動

(1) 町は、国、県および九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識にたって初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(2) 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、町民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、町民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用など情報提供体制の整備を図る。

1 住民等に提供すべき情報の整理

町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2 情報伝達体制の整備

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

3 住民相談窓口の設置

町は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

5 多様なメディアの活用体制の整備

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、インターネット（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、地上デジタル放送、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のため立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画等の策定により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続計画を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第11節 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 町は、国、県及び九州電力と協力して、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に、町、国及び県が講じる対策の内容に関すること
- ⑥コンクリート屋内避難所、避難所に関すること
- ⑦災害時要援護者の避難支援に関すること
- ⑧緊急時に執るべき行動に関すること
- ⑨避難所の管理・運営、避難所での行動に関すること

- (2) 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 町が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努める。
- (4) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。
- (5) 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人が閲覧できるよう公開に努める。
- (6) 防災知識の普及・啓発に際しては、災害時要援護者や被爆による健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

第 13 節 防災業務関係者に対する研修及び人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特殊性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦緊急時に町、国及び県が講じる対策の内容に関すること
- ⑧緊急時に町民等が執るべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑩その他緊急時対応に関すること

第 14 節 防災訓練等の実施

町は、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、町民の防災意識の高揚を図るため、県及び国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的実施する。

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画

町は、県と連携し又は独自に、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②オフサイトセンターへの参集，運営訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練
- ⑤緊急被ばく医療対策訓練
- ⑥町民等に対する情報提供訓練
- ⑨住民参加避難訓練
- ⑩消防活動訓練
- ⑪人命救助活動訓練

- (2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な訓練に、町が含まれる場合には、町は、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを策定するなど、訓練実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、九州電力等と協同して総合的な訓練を実施する。

3 実践的な訓練と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、九州電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

第 15 節 学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・訓練の実施

学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）、病院等医療機関、社会福祉施設等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、入院患者、入所者、利用者の安全を確保するため、あらかじめ避難の計画を策定するとともに、防災訓練・教育の実施に努める。

1 学校等

(1) 避難計画の策定

対象地域に所在する学校等の管理者は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、あらかじめ、町、県等の防災機関と協力して、緊急連絡体制、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を策定する。

また、町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と町の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促すものとする。

(2) 防災教育・訓練の実施

学校等の管理者は、避難計画に基づき、職員、生徒等に対する防災教育・訓練の実施に努める。

2 病院等医療機関

(1) 避難計画の策定

対象地域に所在する病院等医療機関の管理者は、原子力災害時における入院患者等の安全を確保するため、あらかじめ、町、県等の防災機関と協力して、緊急連絡体制、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療維持方法等についての避難計画を策定する。

(2) 防災教育・訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画に基づき、職員に対する防災教育・訓練の実施に努める。

3 社会福祉施設

(1) 避難計画の策定

対象地域に所在する社会福祉施設の管理者は、原子力災害時における入所者等の安全を確保するため、あらかじめ、町、県等の防災関係機関と協力して、緊急連絡体制、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難先で必要な資機材の確保等についての避難計画を策定する。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画に基づき、職員に対する防災教育・訓練の実施に努める。

4 指導の充実

町は，県等の防災関係機関と協力し，学校等，病院等医療機関及び社会福祉施設等の管理者が避難計画を策定し，適切な避難訓練等を実施できるよう，必要な指導及び助言を行う。

第 16 節 災害復旧への備え

町は，災害復旧に資するため，国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、九州電力から原災法第10条に基づく特定事象に至っていないが、その可能性がある事故・故障等（以下「警戒事象」という。）の通報又は特定事象の通報があった場合の対応、同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 活動体制の確立

1 町の活動体制の確立

(1) 事故対策のための警戒体制

①警戒体制

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合は、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとる。

なお、副町長が不在のときは、総務課長が代理する。

②情報の収集

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合は、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③オフサイトセンターの設置準備への協力

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合は、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行う。

④現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

⑤国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

⑥災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね次のとおりとする。

ア 国の指導・助言、緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

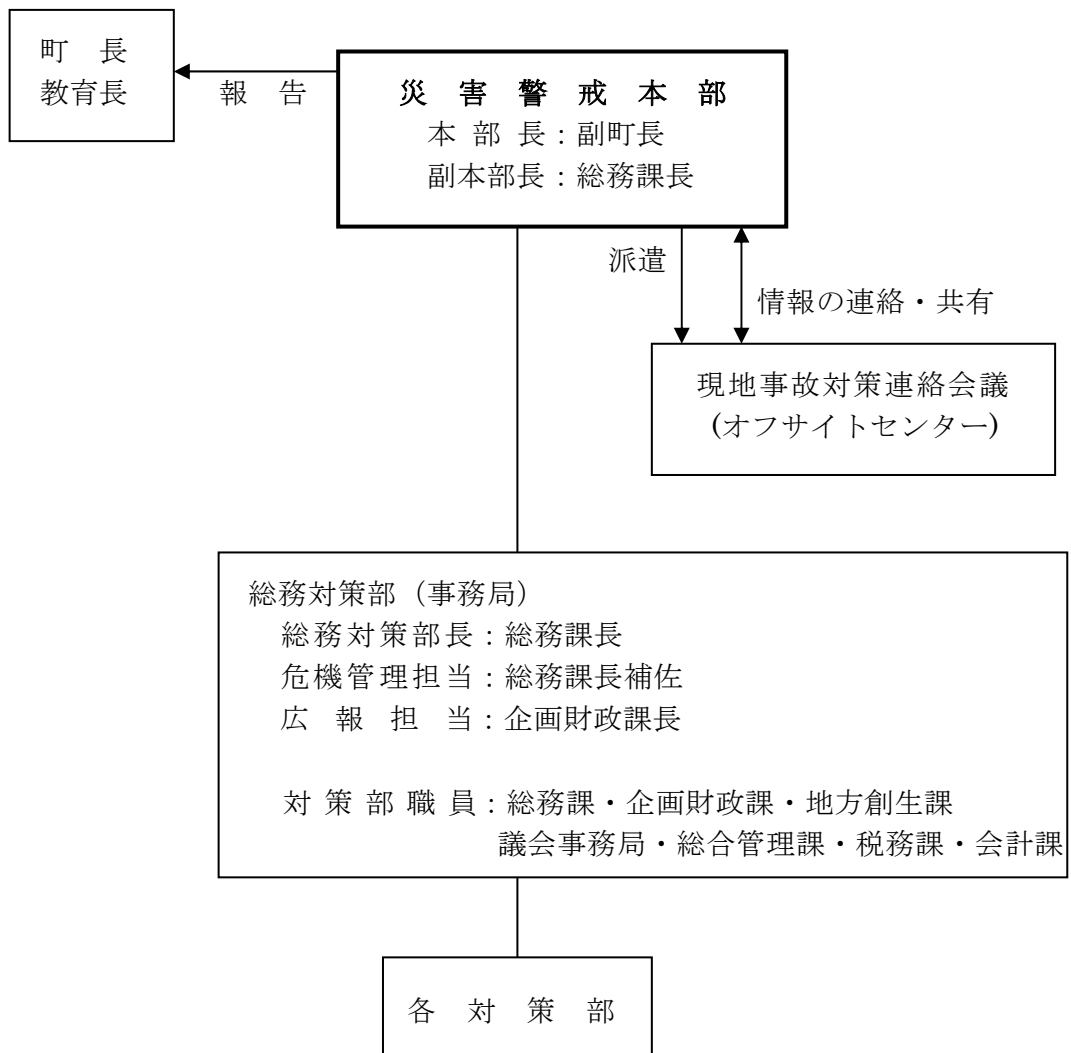
イ 災害対策本部が設置されたとき。

⑦災害警戒本部の組織及び分掌事務

災害警戒本部の組織，配備体制及び分掌事務は，次のとおりとする。

なお，災害警戒本部の事務は，総務課が所掌する。

【町災害警戒本部組織図】



【町災害警戒本部の配備体制，分掌事務】

災害警戒本部体制での配備体制基準及び分掌事務は以下のとおりであるが，災害の状況に応じ適時増員・減員を行う。

配備体制

○：所属員全員を動員し災害警戒対策業務に従事させる。

◇：あらかじめ指名した職員を動員し災害警戒業務に従事させる。

※：各所属において別に定める。

対策部名	職・課名	配備	分掌事務
警戒本部長	副町長	○	町長の命を受け，警戒本部の事務を総括する。
副本部長	総務課長	○	警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。
総務対策部 部 長	総務課長	○	警戒本部長の命を受け，情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施，準備等に必要な事務を処理する。
危機管理	総務課 企画財政課	○ ○	・町災害警戒本部の設置，運営に関すること ・災害情報の収集及び状況の把握に関すること ・国，県，原子力防災専門官及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ・災害警戒体制の総合調整に関すること ・オフサイトセンターの設営に関すること ・原子力施設の状況把握に関すること ・緊急時モニタリングに関すること ・安定ヨウ素剤散布の連絡調整に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・市民からの問合せに関すること ・総務対策部内の連絡調整に関すること
広 報 担 当	企画財政課長 企画財政課	○ ○	・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・町民からの問合せに関すること
現地要員	景観推進課	◇	現地事故対策連絡会議への職員派遣に関すること
各対策部	各 課	◇	所管業務及び所管施設の連絡調整に関すること
消防対策部	東分遣所 長島分遣所	※	災害情報の収集及び状況の把握に関すること 関係機関等との連絡調整に関すること 分遣所内の連絡調整に関すること
各課共通			課内職員の動員配備に関すること 所管施設の状況把握に関すること 災害警戒本部への報告に関すること

(2) 災害対策本部体制

①災害対策本部の設置

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は、町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

町長が不在の場合は、副町長、教育長、総務課長の順に代理し、指揮系統を確立する。

なお、町長が必要と認めて災害対策本部を設置した場合は、速やかにその旨国に報告する。

②災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

ア 緊急事態解除宣言がなされたとき。

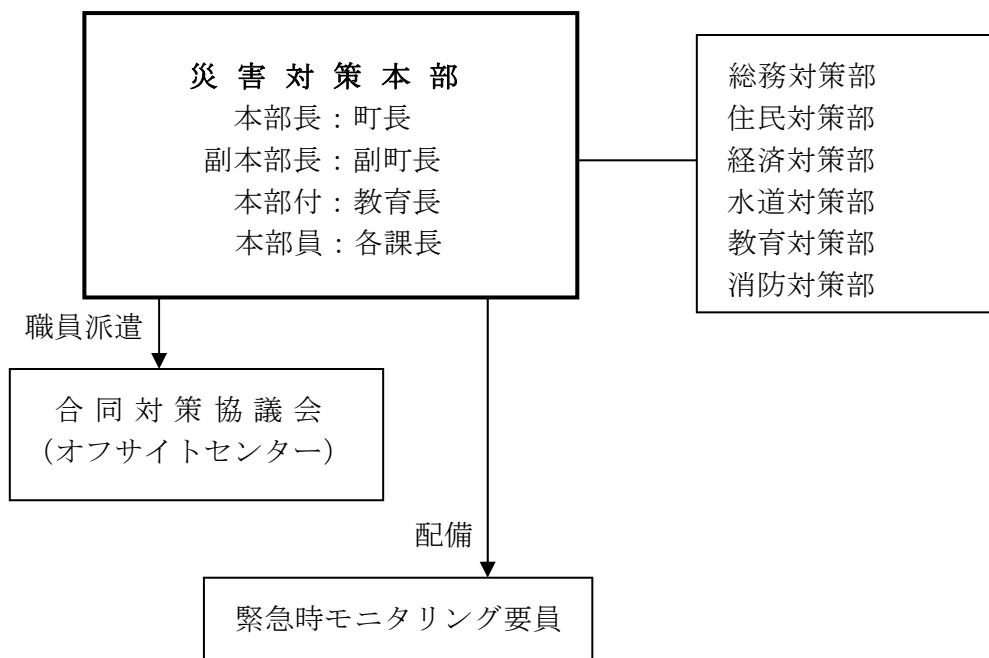
イ 国の指導、助言、緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、又は災害応急対策が完了し対策の必要がなくなったと認めたとき。

③災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務

災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の事務は総務課が所掌する。

【町災害対策本部組織図】



【町災害対策本部設置基準】

1. 動員配備

災害対策本部体制時の職員の動員配備は、全職員体制とする。

なお、勤務時間外の場合は、防災無線若しくは電話を通じて動員するものとし、各所属長は、緊急時の各課における動員計画を策定しておく。

2. 災害対策本部スペースの確保

災害対策本部を設置する場合は、以下のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

- ◇ 本部会議室：町役場（応接室） 代替施設：町消防団本部（東分遣所）
 - ・本部会議及び災害対策調整会議等開催のためのスペース
- ◇ 本部室：町役場（総務課） 代替施設：東分遣所
 - ・情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース
 - ・状況整理のための地図、ボード等を配置する。
 - ・災害時優先電話、県防災行政無線等通信設備を配置する。
 - ・町民等からの通報受付専用電話を配置する。
 - ・入口に「長島町災害対策本部」の掲示を行なう。
- ◇ 応援調整室：町役場
 - ・自衛隊等応援機関との活動調整を行うためのスペース
- ◇ プレスルーム：町役場
 - ・記者発表を行うためのスペース
- ◇ 応援機関事務室：町役場
 - ・自衛隊等応援機関が事務をとるためのスペース
- ◇ 報道機関詰所：町役場
 - ・報道機関が待機等を行うためのスペース
- ◇ 町災害ボランティアセンター：町社会福祉協議会
 - ・災害ボランティアの受入及び活動調整等を行うスペース

3 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合は、速やかにその旨を以下の機関等に通知・公表する。

(1) 県

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|
| ①危機管理局危機管理防災課 | 電話 099-286-2258 | FAX099-286-5519 |
| ②北薩地域振興局総務企画課 | 電話 0996-23-5151 | FAX0996-27-0091 |

(2) 消防・警察機関

- | | | |
|----------|-----------------|-----------------|
| ①東・長島分遣所 | 電話 0996-86-0119 | FAX0996-86-0399 |
| ②阿久根警察署 | 電話 0696-73-0110 | FAX0996-72-4874 |

(3) 町民

町防災行政無線により公表する

4 災害対策本部の役割

(1) 災害対策本部長

本部を総括し、職員を指揮管理する。

(2) 副本部長

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

また、広報統括責任者とする。

(3) 本部付

本部長を補佐し、本部長又は副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(4) 本部会議

本部長、副本部長、本部付及び本部員（各課長等）で組織し、応急対策の重要事項について適時協議・調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、総務対策部が処理する。

(5) 本部室

統括窓口として設置する。本部室の庶務は総務対策部が処理することとし、以下を参考にして編成し、必要がある場合は各対策部の要員を動員する。

○ 本部室の編成

- ・総合調整チーム：応急対応全般の調整、応援要請等
- ・情報処理チーム：災害報告資料、情報共有化のための資料等の作成
- ・広報チーム：報道機関への広報等
- ・連絡員：各対策部及び関係機関への連絡・調整

5 災害対策本部の所掌事務

(1) 災害状況の把握に関すること

(2) 国、県、関係市町、九州電力及び関係機関との連絡調整に関すること

(3) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること

(4) 防護対策実施区域の決定に関すること

(5) 住民等の避難及び立入制限の勧告等に関すること

(6) 専門家の派遣要請に関すること

(7) 報道要請に関すること

(8) 自衛隊の派遣要請等に関すること

(9) 海上保安庁の派遣要請等に関すること

(10) 町内バス事業者等への出動要請に関すること

(11) 緊急被ばく医療に関すること

(12) 緊急時モニタリングに関すること

(13) 飲食物等の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等の決定に関すること

(14) 交通規制・緊急時輸送等に関すること

(15) その他必要な事項

【町災害対策本部の体制，分掌事務】

対策部名	課等名	分 掌 事 務
総務対策部	総務課 企画財政課 地方創生課 議会事務局 総合管理課 税務課 会計課	・町災害対策本部の設置・運営・廃止に関する事 ・合同対策協議会に関する事 ・オフサイトセンターへの職員派遣に関する事 ・原子力施設の状況把握に関する事 ・国，県に対する報告及び連絡調整に関する事 ・九州電力との連絡調整に関する事 ・専門家等の派遣要請に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・被害情報の収集及び連絡に関する事 ・防護対策及び対象地域の検討に関する事 ・屋内退避・避難の指示，解除に関する事 ・避難の総合的な進行管理及び避難者の把握に関する事 ・広域避難受入市町村との連絡調整に関する事 ・自衛隊の災害派遣要請等に関する事 ・海上保安庁の派遣要請等に関する事 ・緊急消防援助隊の派遣要請等に関する事 ・町内バス事業者等への出動要請に関する事 ・緊急時モニタリングに関する事 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事 ・災害救助法に基づく諸対策に関する事 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事 ・気象情報の収集・伝達に関する事 ・交通規制，緊急時輸送等に関する事 ・通信の確保に関する事 ・災害資料の作成及び災害記録に関する事 ・行方不明者の捜索に関する事 ・町民からの要望の処理に関する事 ・町災害対策本部の広報に関する事 ・報道機関を通じた町民への情報提供に関する事 ・広報誌・ホームページ等を通じた災害情報の提供に関する事 ・職員の健康管理・公務災害に関する事 ・庁舎管理及び町有財産の被害状況の把握，復旧対策に関する事 ・住宅被害調査に関する事 ・罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事 ・配備要員の給食に関する事

対策部名	課等名	分 掌 事 務
		・災害対策本部用物資の調達及び出納に関する事 ・義援金の受付に関する事 ・災害の応急費，災害対策本部等の予算措置に関する事 ・国，県等の補助金の措置に関する事 ・町議会との連絡調整に関する事 ・調査団，視察団等の受入対応に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の連絡調整，被害状況の取りまとめに関する事
住民対策部	町民福祉課 福祉事務所 介護環境課 水産商工課	・避難所の開設・運営に関する事 ・避難者の状況把握に関する事 ・避難行動要支援者の避難支援及び安全確保に関する事 ・要配慮者の被害状況の把握に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・避難行動要支援者関連施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・ボランティアセンターとの連携に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事 ・災害見舞金及び災害弔慰金の支給，災害援護資金の貸与に関する事 ・その他被災者支援に関する事 ・被災地住民登録に関する事 ・遺体の埋・火葬に関する事 ・自主防災組織との連絡調整に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関する事 ・県が実施する緊急被爆医療への協力に関する事 ・医療機関等との連絡調整に関する事 ・被災者，避難者の救護に関する事 ・応急救護，医薬品，衛生材料の供給に関する事 ・災害時の防疫に関する事 ・安定ヨウ素剤の配布に関する事 ・妊産婦等の対策に関する事 ・被災者の健康管理に関する事 ・被災者に係る長期の健康管理に関する事 ・廃棄物処理体制の確立に関する事 ・災害時の廃棄物処理指導に関する事

対策部名	課等名	分 掌 事 務
		・災害時における食品衛生に関すること ・愛護動物の救護に関すること ・火葬場・クリーンセンターに関すること ・ごみ処理に関すること ・し尿処理に関すること ・遺体収容処理及び埋・火葬に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関すること
経済対策部	水産商工課 建設課 農林課 耕地課 景観推進課 農業委員会	・水産物，船舶，水産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水産物の出荷制限に関すること ・漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること ・水産物，観光施設及び商工業製品等の風評被害に関すること ・食料及び生活物資の確保に関すること ・被災商工業者・観光施設等の被害状況調査及び災害対策に関すること ・被災水産・商工業者に対する融資の斡旋に関すること ・支援物資の管理・供給に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関すること ・農作物の被害状況調査及び災害対策に関すること ・農業用施設の被害状況調査及び災害対策に関すること ・家畜及び畜産施設，樹園地等の被害調査及び災害対策に関すること ・農林畜産物の出荷制限に関すること ・農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること ・農林畜産物の風評被害に関すること ・災害の拡大，二次災害要因の調査に関すること ・病虫害の発生予防及び防除に関すること ・肥料，土壌改良資材，培土に関すること ・被害家畜の飼料に関すること ・家畜の感染症予防及び防疫に関すること ・家畜の避難・処分に関すること

対策部名	課等名	分 掌 事 務
		・被災農林畜産業者に対する融資の斡旋に関する事 - と ・救助用米穀等の確保及び供給に関する事 ・応急措置要農産物の種苗等の補給に関する事 ・農地，農道，林道，ため池及び水路の被害調査及び災害対策に関する事 ・治山施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・農地，森林及び林産物の放射性物質による除染に関する事 ・鳥獣対策に関する事 ・応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関する事
水道対策部	水道課	・飲料水の摂取制限に関する事 ・ライフラインの被害状況調査及び災害対策に関する事 ・給水に関する事 ・下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関する事
教育対策部	教育総務課 学校教育課 社会教育課	・学校教育施設，社会教育施設等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ・文化財及び文化施設等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ・被災児童生徒の調査及び災害対策に関する事 ・児童生徒等の避難に関する事 ・児童生徒の登下校指導，臨時休校，臨時宿泊等に関する事 ・応急教育の実施に関する事 ・被災児童生徒への教科書・学用品の給与に関する事 ・児童生徒の保健管理，保健指導及び心のケアに関する事 ・学校給食に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関する事

対策部名	課等名	分 掌 事 務
消防対策部	消防団 東長島分遣 所	・ 消火，救出・救助，救急に関すること ・ 消防活動及び災害情報の収集，連絡，記録集計に関すること ・ 消防機関の運用に関すること ・ 緊急消防援助隊の受入，連絡調整に関すること ・ 危険物施設の被害状況調査及び災害対策に関すること ・ 危険物の取扱に関すること ・ 避難誘導に関すること ・ 行方不明者の捜索に関すること ・ 避難指示等情報の伝達に関すること ・ 災害広報に関すること ・ 部内外の連絡調整に関すること ・ 所管施設の被害状況の把握及び復旧・復興に関すること
共 通		・ 部内職員の動員配備，安否確認に関すること ・ 災害対策本部への報告に関すること ・ 災害対策本部及び各部内の相互応援に関すること ・ 民間事業者等への協力要請に関すること

(3) 合同対策協議会への職員の派遣

町は，緊急事態宣言が発出され，オフサイトセンターにおいて合同対策協議会が組織されることとなった場合は，あらかじめ定められた職員をこれに派遣し，原子力緊急事態に関する情報を交換し，緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また，初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに，施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

(4) 専門家の派遣要請

町は，特定事象発生の通報がなされた場合は，必要に応じ，あらかじめ定められた手続きに従い，国に対して専門家の派遣を要請する。

また，町は，国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

(5) 応援要請及び職員の派遣要請等

① 応援要請

町は，必要に応じ，あらかじめ締結された応援協定等に基づき，他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

また，町は，必要に応じ，県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

② 職員の派遣要請等

ア 町長は，緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは，指定地方行政機関の長に対し，職員の派遣を要請し，又は知事に対し，

指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に対する助言その他の必要な援助を求める。

(6) 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請の要求を行う。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣する。

なお、町長は、これらの通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

(7) 原子力被災生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

(8) 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保を図る。

①防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性がある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被曝管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な行動が取れるよう配慮する。

②防護対策

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

③防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

イ 町は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。

ウ 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

エ 町は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行う。

第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制の確立

1 情報の収集・連絡

町は、九州電力から特定事象等発生の情報連絡を受けた場合又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国、県、他市町村、九州電力その他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集、伝達を行う。

(1) 特定事象等発生情報等の連絡

①九州電力からの特定事象等発生の情報連絡等

ア 九州電力からの情報連絡

九州電力の原子力防災管理者は、特定事象等発見後又は派遣の通報を受けた場合は、直ちに町をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄の海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に当該事象について文書で送信する。

なお、情報連絡を受けた事象に対する九州電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うように努める。

イ 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県等に連絡するとともに、PAZを含む市町村に対し、住民等の避難準備を行うよう連絡する。

ウ 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官に連絡する。

原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国、県に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、町等防災関係機関に連絡する。

オ 町からの連絡

町は、九州電力、国、原子力防災専門官又は県から情報連絡を受けた事項について、自主防災組織、消防団、漁協、農協等の関係機関に連絡する。

②平常時モニタリングにおいて特定事象発生の通報を行うべき数値を検知した場合の通報

ア 九州電力への確認及び町、原子力防災専門官への通報

県は、平常時モニタリングにおいて特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに九州電力に確認するとともに、町及び原子力防災専門官に連絡する。

イ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。県は、その結果を受け、特定事象の発生を確認した場合には、直ちに関係周辺市町等に連絡する。

③特定事象発生通報基準以下の場合における通報

九州電力の原子力防災管理者は、特定事象発生の通報基準に至らない事象で

あっても、周辺環境に影響が及ぶ、又はその恐れがある場合は、直ちに町、県及び原子力防災専門官等に当該事象発生について文書を送信するとともに、その着信を確認するなど、特定事象発生に準じて対応する。

県は、九州電力から通報を受けた事項について、町及びその他市町村に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

①特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力の情報連絡

九州電力は、町、国、県、県警察本部及び原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害状況等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。

イ 町、国及び県の相互連絡

町、国、県及び原子力防災専門官は、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

ウ 町と関係機関との連携

町は、関係機関との間において、九州電力及び国から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

エ 現地事故対策連絡会議との連携

町は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

②緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡、調整等

ア 情報の共有

町は、国（原子力災害現地対策本部）、県、九州電力及び防災関係機関等と連携し、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。

また、オフサイトセンター内に設置される合同対策協議会において、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国及び県等、防災関係機関との連絡・協議により、常時継続的に災害情報を共有し、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 派遣職員の業務

町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣された職員は、国等の防災関係機関との連絡・協議を踏まえたモニタリング情報等の把握に努め、町災害対策本部に伝達する。

(3) 一般回線が使用できない場合の対処

災害の影響により、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星回線及び防災行政無線等を活用し、情報の収集・連絡を行う。

2 緊急時モニタリング活動

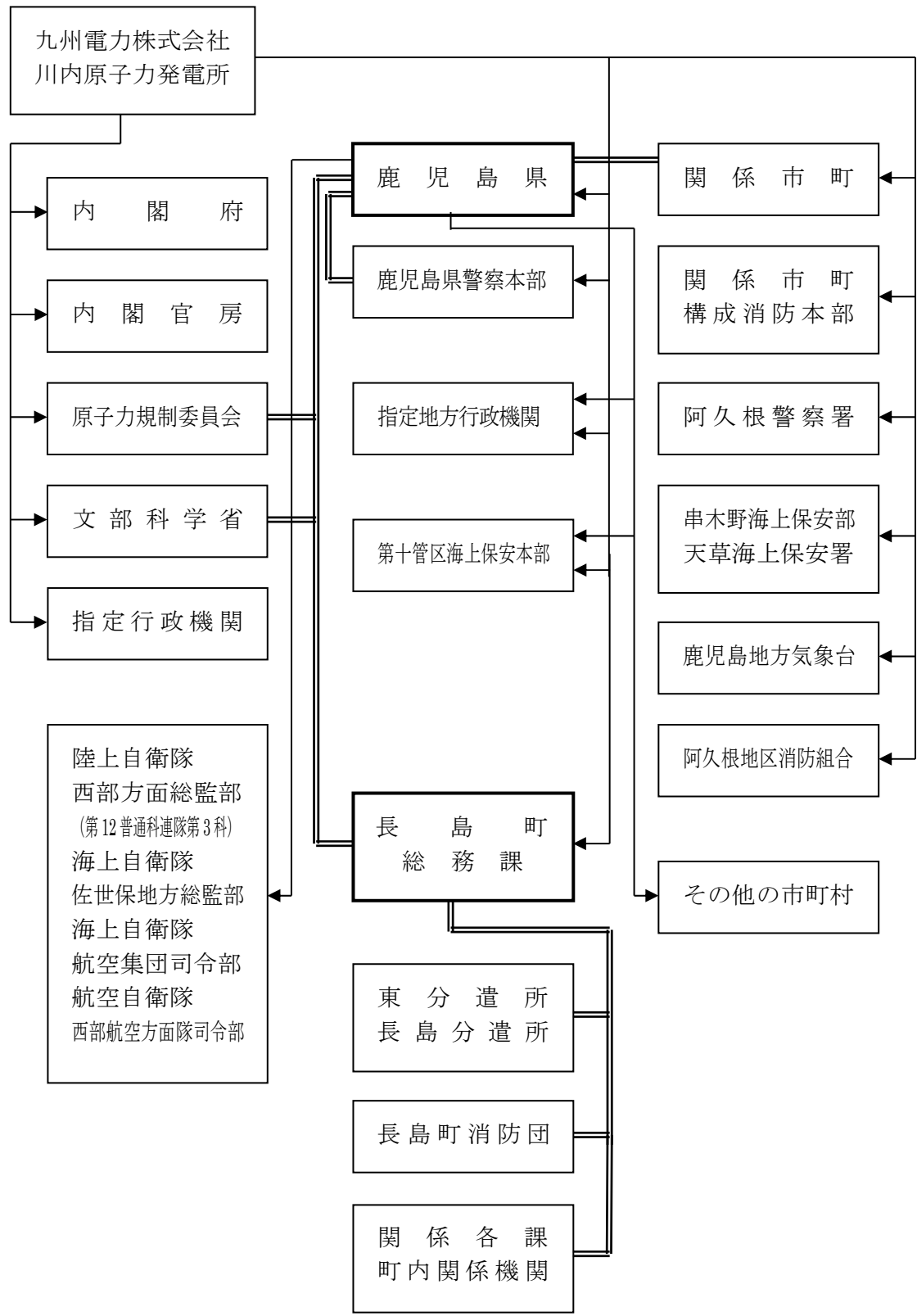
町は、県が組織し実施する緊急時モニタリングに、あらかじめ定められた職員を派遣し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。

また、当該職員及びオフサイトセンターに派遣した職員を通じて、屋内退避、避

難，飲食物の摂取制限等，各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

○県の緊急時モニタリング体制：環境放射線チーム（国から派遣される要員，県職員，関係市町村職員及び九州電力社員）

【情報伝達経路】



第4節 屋内退避、避難収容等の防護対策

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

避難については、この計画に定めるほか、町が策定する「広域避難個別計画」に基づき実施する。

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難準備

①町民等の避難準備

町は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町村への避難の受入を要請し、避難準備を整える。

②病院等医療機関等の避難準備

町は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数のものが使用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難先への受入準備を要請し、避難準備を整える。

③段階的避難への配慮

町は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、県と連携し町民等に周知する。

(2) 緊急防護措置の実施

①国の指示等に基づく避難等の実施

町は、P A Z内で予防的防護措置（避難）が実施された連絡があった場合は、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U P Z内の町民等にその旨を伝達するとともに、U P Z外の町民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言及び指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合は、県と連携し国に要請する。

②町長の意見陳情

町長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

③U P Z圏外における防護措置の実施

U P Z圏外の町民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にU P Z内の町民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示によりこれを実施する。

【O I Lによる防護措置の基準】

1 即時の避難を要する基準（O I L 1 相当）

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の内容
O I L 1	地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	5 0 0 μ Sv/h (地上 1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	数時間を目途に区域を特定し, 避難等を実施(移動が困難なものの一時屋内退避を含む)

2 一時移転を要する基準（O I L 2 相当）

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
O I L 2	地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物※3の摂取を制限するとともに, 住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	2 0 μ Sv/h (地上 1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	1 日内を目途に区域を特定し, 地域生産物の摂取を制限するとともに, 1 週間内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは, 緊急事態当初に用いるO I Lの値であり, 地上沈着した放射性各種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定地は改定される。

※2 本値は地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては, 空間放射線量率計測器の設置場所における線量率と地上 1 mでの線量率との差異を考慮して, 判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは, 放出された放射性物質により直接汚染される屋外で生産された食品であって, 数週間以内に摂取されるもの(たとえば野菜, 該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(3) 避難の方法

①避難の手段

避難の際は、原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難なものについては、近所の方との乗り合い、若しくは、集合場所に集合し、町が準備した車両により避難する。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に十分配慮する。

②避難車両の手配

町は、町で準備する避難車両が不足する場合には、県、又は県を通じて国に要請する。

(4) 避難に資する情報の提供

町は、町民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、町民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

(5) 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等の連絡を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により町民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

(6) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力

避難開始当初は、町は、住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、避難所の開設等住民の受入業務については、受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村が行うなど、必要な協力を積極的に行うものとする。

町は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了する。

(7) 海上輸送における対応

町は、陸上輸送による避難が困難な場合又は海上輸送による避難が合理的と思われる場合及び事故の拡大にともない獅子島地区に影響が及ぶ恐れがある場合は、県を通じ自衛隊、第十管区海上保安本部に災害派遣を要請するとともに、天長フェリー株式会社、三和商船株式会社及び長島町貸切船組合等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。

(8) 県域を越える避難等に対する国への要請

県域を超える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、県を通じ原子力災害現地対策本部等に対しても要請を行う。

(9) 住民等への避難指示の伝達

①町民等への避難指示

町は、防災行政無線、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して町民等に対し避難指示等の伝達に努める。

また、自主防災組織、消防団、漁協、農協、災害時要援護者等に係る施設等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は迅速に行い、内容は正確かつ簡素なものとする。

②消防機関等への協力要請

町は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

③避難所への職員の派遣

町は、避難所に職員を派遣し、町災害対策本部、受入市町村及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

なお、町は、避難所においては受入市町村の協力を得て町民等の避難状況を把握する。

④行政機関移転の際の町民等への周知

町は、庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を町民等に周知する。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

町は、県と連携し、必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、町民等に周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(2) 避難者情報の早期把握

町は、県及び受入市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について町及び県に提供するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の説明と準備

町は、県及び受入市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

(4) 避難者の生活環境整備

町は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の設置有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努

める。

(5) 避難所における被災者のケア

町は、県と連携し、避難所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 避難所や被災地の衛生状態の確保

町は、県や受入市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

(7) 女性や子育て家庭への配慮

町は、県と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、搾乳室の設置や、生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

(8) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(9) 住宅等のあっせん等

町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議のうえ建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

また、県と連携し、被災者の入居にかかる事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

3 広域一時滞在

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討

町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一県内のほかの市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

(2) 県の協力

県は、町から上記の協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待つ暇がないときは、町の要請を待たずに、広域一時滞在の要請を町に代わって行うものとする。

(3) 県からの助言

町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

4 安定ヨウ素剤の予防服用に係る医師・薬剤師の確保等

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずる。

5 災害時要援護者等への配慮

(1) 災害時要援護者等への配慮

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的な入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 在宅の災害時要援護者等の避難

在宅の災害時要援護者等については、町の「災害時要援護者支援プラン」等に基づき、避難支援者、自主防災組織等の支援を受け避難を行う。在宅の災害時要援護者等を避難させた場合は、その旨を速やかに県に報告する。

(3) 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、その旨を速やかに県に報告する。

また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、県を通じ、国に対し受入協力を要請する。

(4) 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、その旨を速やかに県に報告する。

また、県内の他の施設では転所が対処できない場合は、県を通じ、国に対し受入協力を要請する。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対しその旨を速やかに報告する。

(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数在籍している施設（保育所、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や機密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートにより避難を行う。

(7) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させる。

(8) 警戒区域の設定

町は、警戒区域若しくは避難の勧告又は指示区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないように指示するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

6 飲食物、生活必需品の供給

(1) ニーズに応じた物資の確保・供給

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い

等に配慮する。

(2) 物資の被災者への供給

町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(3) 物資の調達の要請

町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

(4) 県の支援

県は、町において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待つ暇がないと認められるときは、町の要請を待たないで、町に対する物資を確保し輸送するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺地域における火災の予防に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 農林畜水産物の出荷制限及び採取制限

町は、住民等に対する UPZ 内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合は、当該勧告等の対象地において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

2 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 飲料水、飲食物の汚染検査

町は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ県が行う放射性物質の調査に協力する。

(2) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

町は、原子力災害対策指針に基づいた OIL の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

(3) 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限を実施した場合は、長島町地域防災計画第3部第1章第3節第11「給水」及び第12「食料の供給」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

【食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）】

対象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／kg
牛乳	50ベクレル／kg
乳児用食品	50ベクレル／kg
一般食品	100ベクレル／kg

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

町は、避難、医療・救護活動、救助、救急活動等を早急・的確に実施するため、国、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送活動を行う。

(1) 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送(PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策に必要な物資

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

②負傷者、災害時要援護者等を中心とした避難者

③対応方針を検討する少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本要素員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

④コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

①緊急輸送の実施

町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

②支援の要請

町は、人員、車両等の調達に関して、町内バス・タクシー事業者等の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や

周辺市町村に支援を要請する。

(4) 緊急輸送のための交通確保

- ①町の道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害対策合同協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。
- ②町は、陸上輸送が困難な場合、又は海上輸送が合理的であると認められる場合には、町内海運事業者、海上自衛隊、第十管区海上保安本部等の協力のもとに海上輸送を実施する。

第8節 救助、救急、消火及び医療活動

1 救助、救急及び消火活動

町は、国、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて救助、救急及び消火活動を行う。

(1) 資機材の確保

町は、救助、救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は九州電力その他民間の協力により、救助、救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 応援の要請

町は、災害の状況等から必要があると認めたときは、速やかに県に対し、緊急消防援助隊の出動、自衛隊の災害派遣等を要請する。なお、要請時は次の事項について明らかにする。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- ①救助、救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③町への進入経路及び集結（待機）場所

(3) 職員の惨事ストレス対策

町は、救助、救急及び消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する

2 医療活動への協力

町は、避難所等における町民等の健康管理及び心のケア等に配慮するとともに、県が行う汚染検査、除染等の緊急被ばく医療に協力する。

第9節 町民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や県と連携して適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 的確な情報提供

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における町民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、町民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(2) 情報提供手段の多様化

町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確化し、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 住民のニーズを踏まえた情報提供

町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（九州電力の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射線影響ネットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関に関する情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、自主防災組織、行政区長、民生・児童委員等と十分協力・連携し、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 情報提供時の留意事項

町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で町民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び九州電力と相互に連絡をとりあう。

(5) 情報提供時の留意事項

町は、情報伝達にあたって、防災行政無線、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオの放送事業者、通信社、新聞等の報道機関の協力を得る。

また、安否確認、交通情報、各種問合せ等を随時入手したいというニーズにこたえるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(6) 被災者への適切な情報提供

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

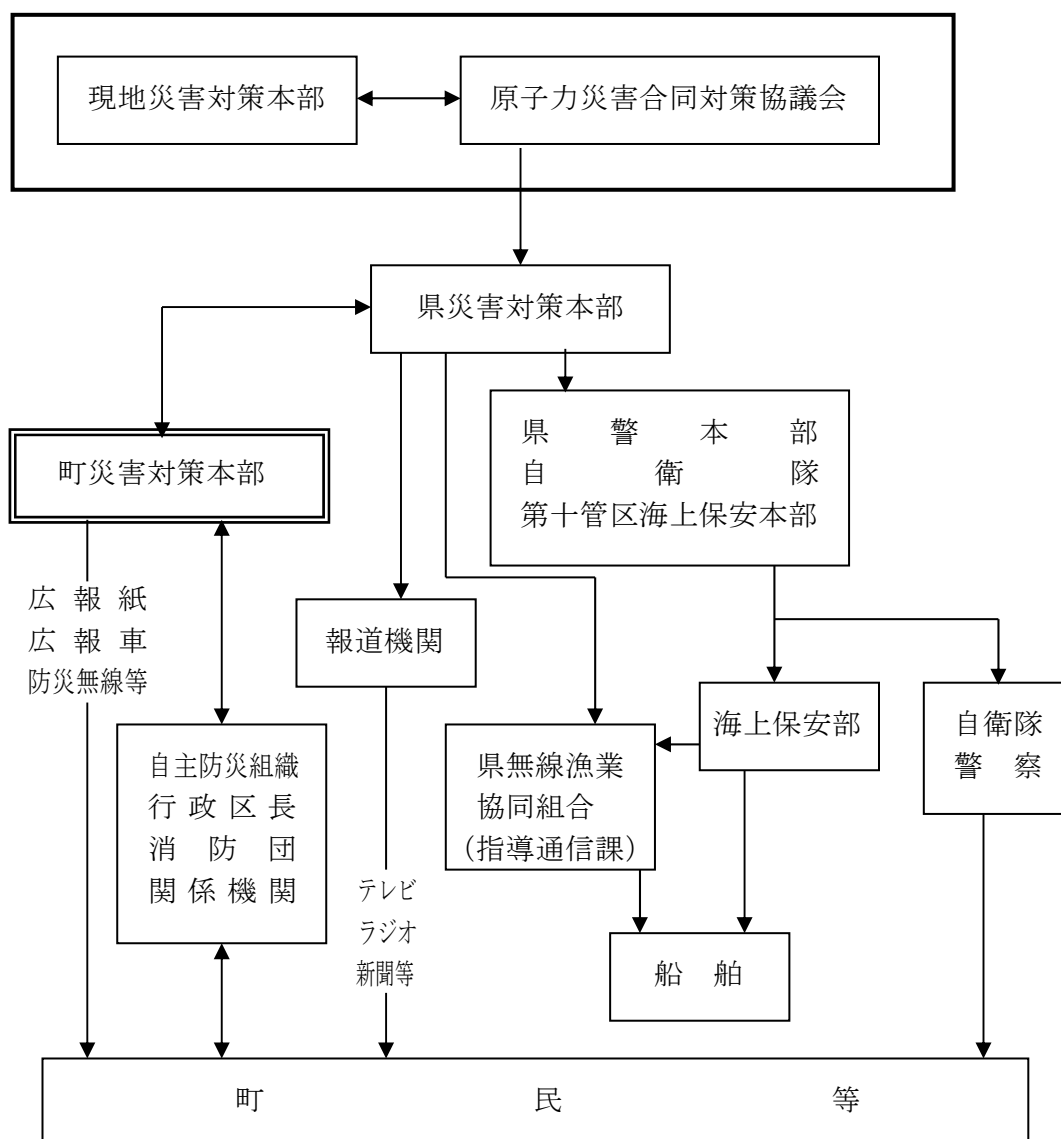
(7) 避難状況の確実な把握

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難した場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。

2 町民等からの問合せに対する対応

町は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、町民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

【町の情報伝達・広報体制】



第 10 節 自発的支援の受入

大規模な災害発生の報道を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、町は適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

(1) 被災地のニーズの把握・調整等

町は、国、県及び関係団体と相互に協力しボランティアに対する被災者ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

(2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置

1 行政機関の移転

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ避難するとともに、その旨を町民等に周知する。なお、行政機関においては町民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

2 行政機関移転先での業務の継続

町は、あらかじめ定められた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、避難先において継続して実施する。

3 県による支援

県は、町の庁舎等が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。

第 12 節 家畜の飼養管理，飼料管理の指導

町は，放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に供与されないよう，県，国，関係機関・団体と連携のうえ，農家及び飼料取り扱い業者に対し，放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう、以下の事項に留意して取り組む。

第2節 災害事前対策

複合災害時における災害事前対策は、発生する災害の種類に応じ「長島町地域防災計画」第2部災害予防計画の定めるところによる。

ただし、災害事前対策の実施に当たっては、複合災害の発生も考慮に入れ、要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制の確立、民間団体等との連携・協力関係の整備、充実等に努める。

また、「長島町地域防災計画」及び各種マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めておく。

第3節 災害応急対策

1 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、発生する災害の種類に応じ、「長島町地域防災計画」第3部災害対応計画及び本計画第3章第2節の定めるところによるが、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資機材等の投入判断を行う。

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

町は、県及び関係機関と連携して、ライフラインの被災状況や避難路・避難施設の被災情報等を迅速かつ的確に把握するとともに、県及び関係機関と情報の共有化を図る。

なお、一般回線が使用できない場合は、県防災行政無線、専用回線及び衛星回線等あらゆる手段を活用して必要な収集・連絡を行う。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避、避難等の対応方針

屋内退避、避難等の防護措置は、第3章第4節を基本としたうえで、複合災害時には、防護措置等に関する意思決定を情報と要員が不足した状況でも遅滞なく行う必要があるため、避難の困難性や、避難路・避難施設の被災状況等に応じて、屋内退避、避難等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

①危険箇所の情報提供

町は、町民等の避難誘導にあたっては、県、周辺市町村及び受入市町村と協

力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水、崩壊等による事故等の危険性について十分注意するよう周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努める。

②関係機関の協力

避難誘導に際しては、県、周辺市町村及び受入市町村の協力を得ながら確実に行われるよう配慮する。

特に、災害時要援護者等及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難者の状況に応じた避難誘導が的確に行えるよう配慮する。

(3) 広域避難体制

①避難所等の被災状況

町は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県に連絡する。

②受入市町村の協力

町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県を通じて、受入市町村に収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施を要請する。

③避難経路

避難経路については、努めて幹線道路を使用するが、道路の被災状況に応じて対応する。また、町は、陸路での避難が困難な場合や有効性が認められる場合は、海路での搬送手段の調整を速やかに行う。

④避難先での地域コミュニティの維持

町は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて一地区を同一地域内にまとめて指定するよう配慮する。

⑤避難等の長期化による物資の確保等

町は、県、周辺市町村及びその他の防災機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保等について対策を実施する。

⑦応急仮設住宅の供給

町は、国、県及び周辺市町村と協力し、災害のため、住宅が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

4 緊急輸送活動体制の確立

(1) 代替輸送道路の確保

町は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、周辺市町村、受入市町村及び指定地方行政機関と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

(2) 車両等の確保

町は、県、周辺市町村、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況

の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

(3) 代替輸送手段の調整

町は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行う。

第4節 救助・救急、消火及び医療活動

町は、県、周辺市町村、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 原子力発電所情報の定期的な広報

町は、国、県及び関係市町村と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報する。

2 情報伝達手段の確保

町は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるように努める。

3 住民相談窓口の設置

町は、国、県、関係市町村等と連携し、速やかに町民等からの問合せに対応する住民相談窓口を設置する。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要であると認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 応援要請、職員の派遣

1 応援要請

町は、災害復旧対策等のため必要があると認められる場合は、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、県を通じて他の都道府県等に応援要請を行うとともに、県を通じて又は独自に他の市町村等に対し応援要請を行う。また、指定行政機関又は指定地方公共機関に対し、放射線による人体への障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

2 職員の派遣

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国、県及び九州電力が継続的に行う緊急時モニタリングに協力する。また、原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止に伴い、現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講じるべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とする「現地事後対策連絡会議」がオフサイトセンターで行われる場合は、あらかじめ定められた職員を派遣する。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった町民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置等の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、農林畜水産物の受けた影響についての調査結果及び事後対策措置を記録しておく。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活再建等への支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。

2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 支援の機動的・弾力的推進

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産出品等の適切な流通等が確保されるよう、また、避難先でのいじめ問題などの人権侵害の防止等に関する情報提供や広報活動を行う。

情報提供や広報活動は、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じて行うほか、外国語でも行うなど、国外からの影響にも留意する。

なお、風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付

を行う。

また、被災中小企業に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 11 章 心身の相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

参考資料1 用語一覧

EAL

緊急事態区分及び緊急時活動レベル、詳細は参考資料2

OIL (Operational Intervention Level)

運用上の介入レベル、詳細は参考資料3

PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。IAEAの国際基準（3～5km、5kmを推奨）を踏まえ、「原子力施設から概ね5km」を目安とする。

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域のこと。IAEAの国際基準（5km～30km）を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

現地事故対策連絡会議

特定事象の通報があり、原子力緊急事態に該当しない場合において、原災法第17条の規定に基づき、原子力規制庁原子力地域安全総括官を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のために開催される会議をいう。

原子力災害合同対策協議会

原災法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、国現地対策本部及び地方自治体等の間の総合調整を図るため、原子力規制庁原子力地域安全総括官を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織をいう。

オフサイトセンター

原災法第12条の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設をいう。

なお、九州電力川内原子力発電所におけるオフサイトセンターは、鹿児島県原子力防災センター（薩摩川内市神田町）に設置され、代替施設を鹿児島県消防学校（日置市東市来）とする。

原子力防災専門官

原災法第30条に規定する原子力防災専門官をいう。

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える体制を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・提供など原子力災害に発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

放射線環境モニタリング、モニタリングポスト

放射線を定期的に、また連続的に監視測定することを放射線環境モニタリングといい、原子力発電諸島の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。

長島町内では、田尻に設置。

参考資料2 EAL

緊急事態区分とEALについて

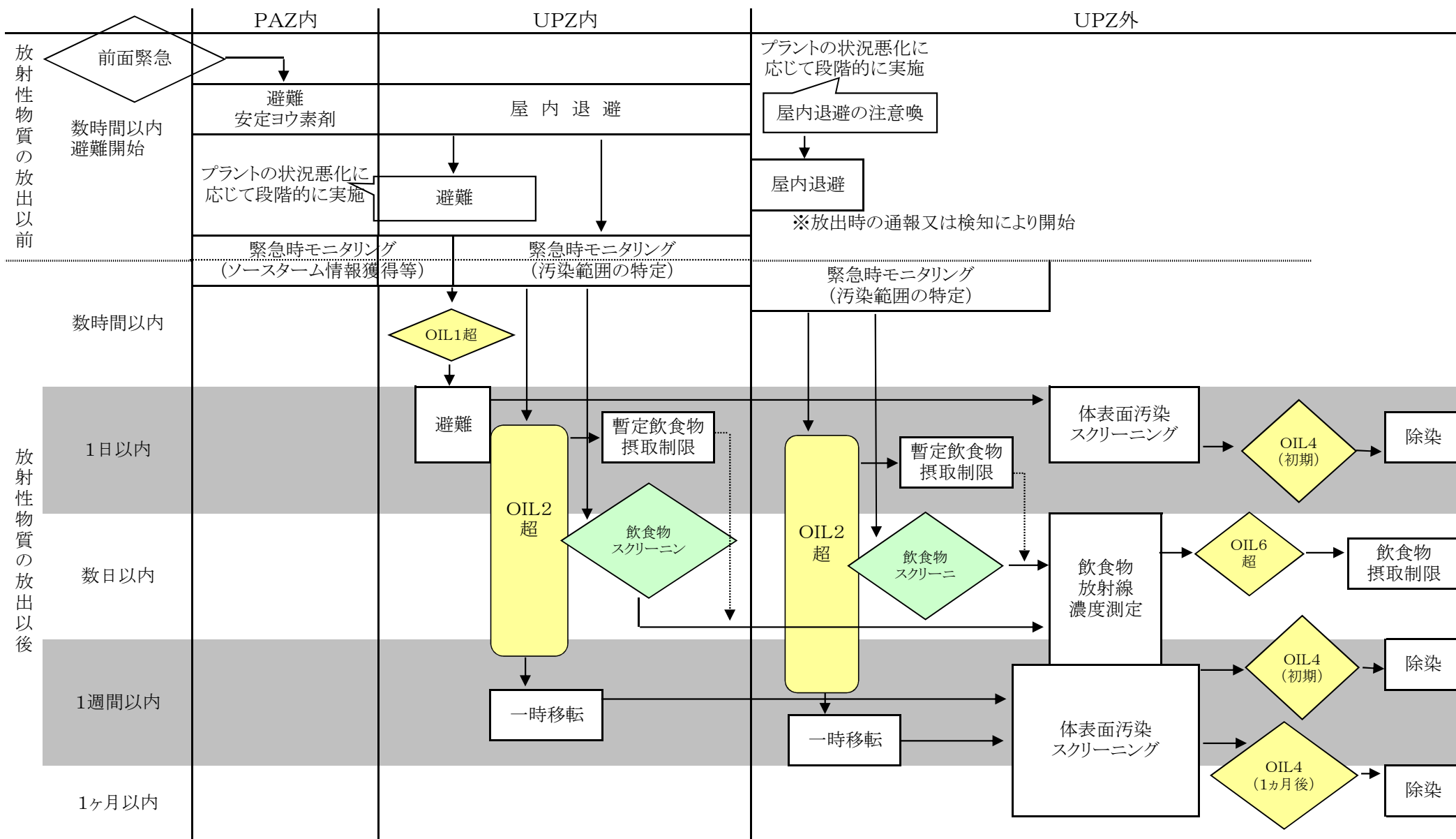
		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象 ① 原子力施設等立地都道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 原子力施設等立地都道府県において、大津波警報が発令された場合 ③ 東海地震注意報が発表された場合 ④ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ⑤ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を始める
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準 ① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③ 蒸気発生器のすべての給水機能の喪失 ④ 原子炉か主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨ 原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う
	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準 ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失 ③ すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑦ すべての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化そのほかの事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間放射線率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する

参考資料3 O I L

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等をすう時間内に屋内退避させるための基準	5 0 0 μ S v/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線率)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：4 0， 0 0 0 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			β線：1 3， 0 0 0 cpm【1ヵ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	2 0 μ S v/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線率)			1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0． 5 μ S v/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線率)			数日内を目途の飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	3 0 0 Bq/kg	2， 0 0 0 Bq/kg	
			放射性セシウム	2 0 0 Bq/kg	5 0 0 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	1 0 Bq/kg	
			ウラン	2 0 Bq/kg	1 0 0 Bq/kg	

参考資料4 防護措置実施のフローの例



参考資料5 緊急被ばく医療等

○ 安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくの恐れがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであり、副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する必要がある。

PAZ内 → あらかじめ事前に住民に配布しておく（事前に説明会を開催）
服用できなかった住民に新たに提供できる体制を確立

UPZ内 → 自治体が備蓄
避難場所等に配備する

※詳しい服用の方法については、今後検討し指針に記載する。

○ 汚染スクリーニング及び除染

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

汚染スクリーニングの実施にあたっては、それが必要な対象（人体、物品等）すべてに対して実施できるような場所を選定すべきであり、このスクリーニングは、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで行うことが望ましい。

なお、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行うことが必要である。

① 体表面汚染スクリーニング

主として避難者を対象として実施する。OIL4は除染を行う判断基準として用いられるが、OIL4以下であっても可能ならば除染を行うことが望まれ、採るべき放射線防護指導を行う。

避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングでOIL4超



簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）



鼻スメア（吸入被ばくが懸念される場合）

② 甲状腺スクリーニング

体表面汚染スクリーニングや緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に行う。ただし、正確な甲状腺被ばく量を推定することはできないことに留意する。

③ 物品のスクリーニング

その物品を取り扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として実施する。また、物品のスクリーニングにおいてもOIL4を基準として用いる。

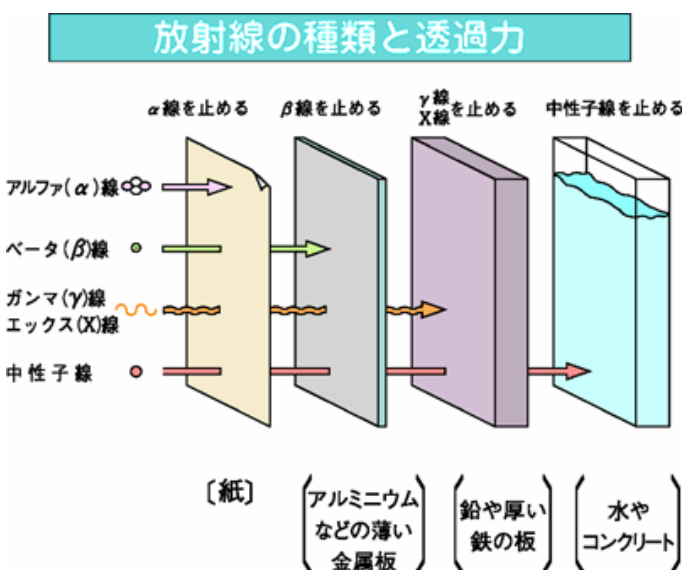
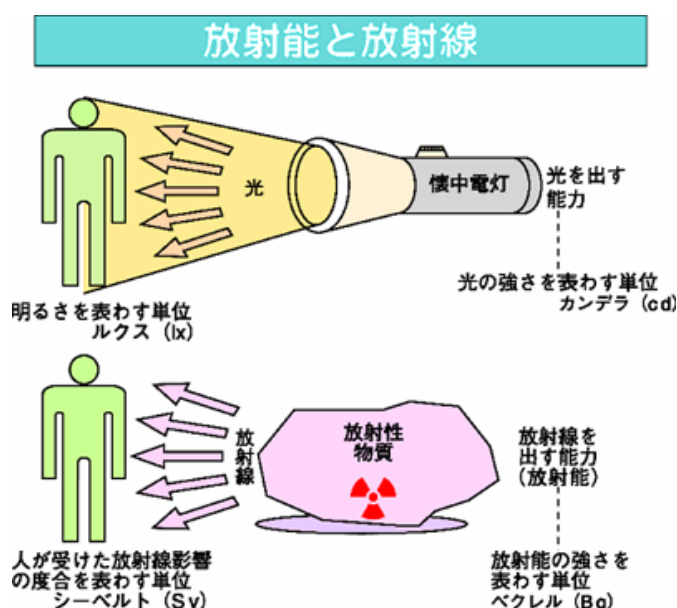
参考資料6 放射性物質・放射線

○ 放射性物質と放射線

放射線は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ (α) 線、ベータ (β) 線、ガンマ (γ) 線、中性子線などがあります。放射線は種類によって物を通り抜ける力が違いますが、それぞれ異なる物質で遮ることができます。

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。このことを懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたります。

例えば、適度な日光浴は身体に影響を及ぼしませんが、日光を浴び過ぎると皮膚が影響を受けるように、放射線は受けた量によって、身体への影響は異なります。放射線を受けることによって人体が受けた影響は「シーベルト」という単位で表されます。(1シーベルト=1,000 ミリシーベルト)。

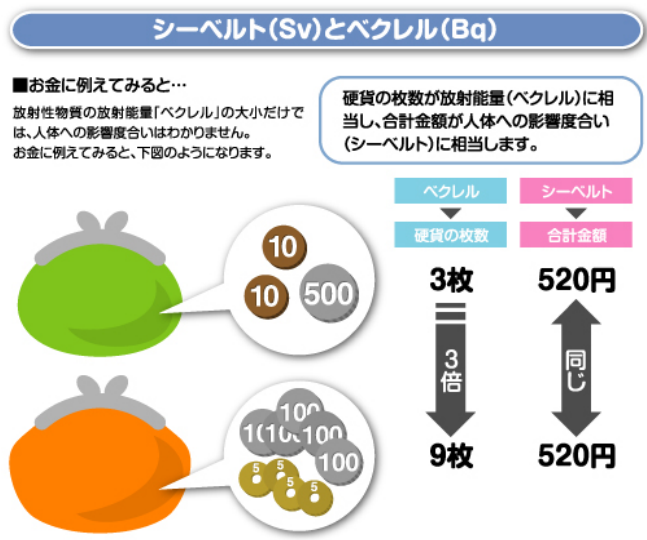


参考資料7 放射線の単位

○ ベクレル (Bq) とシーベルト (Sv)

放射線による人体への影響度合いを表す単位を「シーベルト(Sv)」、放射性物質が放射線を出す能力を表す単位を「ベクレル(Bq)」といいます。

放射性物質にはさまざまな種類があり、放射性物質によって、放出される放射線の種類やエネルギーの大きさが異なるため、これにより人体が受ける影響は異なります。このため、放射線が人体に与える影響は、放射性物質の放射エネルギー(ベクレル)の大きさを比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受ける身体部位なども考慮した数値(シーベルト)で比較する必要があります。



○ 放射線の減り方

放射能は、時間の経過とともに減っていくという大きな特徴があります。放射能の量が半分に減るまでの時間を半減期といいます、これは放射性物質の種類によって異なります。

